

# 公益社団法人日本口腔インプラント学会理事会議事運営規程

令和4年9月23月制定

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）定款第28条から第32条に定める事項のほか、本会理事会の議事運営について定めることを目的とする。

## (理事会の進行)

第2条 理事会は、次の順序で進めるものとする。

- (1) 点呼
- (2) 開会
- (3) 理事長挨拶
- (4) 議長の選任
- (5) 確認事項（前回議事録）
- (6) 理事長会務報告
- (7) 議題
- (8) 報告事項
- (9) その他
- (10) 閉会

- 2 議事進行役は原則として専務理事がこれに当たる。ただし、専務理事欠席のときは、理事長が指名した常務理事がこれに当たる。
- 3 開会の時刻に至るとき議事進行役は、出席理事の点呼を行う。この場合、事務局に代行させることができる。
- 4 議事進行役は、前項の点呼の結果を定款第31条第1項の規定する定足数に達していることを確認したときは、その旨を告げ、指名された理事が理事会を開会する。
- 5 理事長は、必要と認めるとき理事会の承認を得て、構成員以外の者を出席させることができる。
- 6 第1項第4号に規定する議長は、理事長とする。ただし、理事長欠席又は不在の場合は出席理事の中から互選により選任する。
- 7 第1項第10号に規定する閉会は、指名された理事が行う。

## (議題及び報告事項の整理及び確定)

第3条 理事会の議題及び報告事項（以下「議題等」という。）の整理及び確定については次のとおりとする。

- (1) 理事は、理事会において議題等がある場合には、理事会開催日の14日前までに理事長に提出しなければならない。
- (2) 第6条に規定する常務理事会は、理事から提出のあった議題等も含め、次の理事会での議題等を整理し、理事会次第（案）を作成するとともに、速やかに理事及び監事に通知する。

- (3) 常務理事会は、理事会開催日の1週間前までに理事から議題等の修正、削除等の依頼があった場合には、議題等を整理して理事会次第を確定する。
- (4) 理事会次第確定後の追加の議題等については、原則として次の理事会の議題等とする。ただし、理事長が緊急かつ重要案件と認める場合はこの限りでない。

(議事録(案)の作成、確認及び確定)

第4条 理事会の議事録(案)の作成、確認及び確定については次のとおりとする。

- (1) 議事録作成人は、議題等ごとに議事録(案)を作成し、理事長及び出席した監事に確認したうえ、出席した理事に確認する。
- (2) 理事は、議事録(案)の内容に対して意見等がある場合には1週間以内に理事長に提出し、常務理事会において提出のあった意見等について審議し、その結果を理事会に上程し確定させる。

(理事会の情報管理)

第5条 理事会の情報管理については次のとおりとする。

- (1) 理事は、議事録(案)の確認をすることができる。この場合、個人情報管理責任者に申請し、許可を得るものとし、その関係部分に限り監事が立会いのもと事務局において確認を行う。ただし、媒体に記録することは禁じる。
- (2) 理事会構成員は善管注意義務及び法人法の忠実義務に基づき、正当な理由がなく理事会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(常務理事会)

第6条 理事会に先立ち、理事会の円滑な進行、運営のための協議の場として常務理事会を置き、理事長が招集し開催する。

- 2 常務理事会は理事長、専務理事、常務理事で構成する。ただし、理事長が必要と認めた場合は、担当理事を招集することができる。

(補則)

第7条 この規程を改正する場合には、理事会の承認を経なければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、令和4年9月23日に制定し、同日から施行する。